

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様  
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日まで）における  
市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について（通知）

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児  
及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわた  
り継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年4月16日に、4月20日から5月11日までを対象期間とし、神奈川県に、  
政府による「まん延防止等重点措置」が出されました。

**これまでと同様に、市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業（以下「市型預かり  
保育等」といいます。）は、まん延防止等重点措置期間中においても、利用自粛を求めず、  
感染防止策を徹底しつつ、原則事業実施をお願いすることとします。**

このことに伴い、各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとお  
りとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたし  
ます。

1 保護者の市型預かり保育等の利用について

(1) 幼稚園・認定こども園の皆様へのお願い

**<保護者が在宅勤務、テレワークの市型預かり保育等の利用について>**

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務  
等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、  
お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願い  
します。**各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ利  
用を控えるよう求めることのないよう御理解、御協力をお願いします。**

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子  
どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児  
童相談所に連絡してください。

(2) 保護者への市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

在宅勤務・テレワークの日については通勤に要していた時間帯の利用を控える、  
仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用は控えるなど、**保護者の皆様  
には、市から必要な範囲で市型預かり保育等の利用をお願いすることとします。**

各園におかれましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、保護者の皆様に、別添の周知文「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」の配布をお願いします。

## 2 満3歳児及び2歳児の利用料について

本市からの利用自粛要請は行わないことから、令和3年4月20日から5月11日までの期間中の利用料について、利用日数に応じた保護者負担軽減は行いません。

なお、3歳児以上の無償化対象者についての取扱いに変更はございません。

## 3 市型預かり保育事業等の補助金について

市型預かり保育事業等を利用していたにも関わらず、感染拡大防止の観点から利用を控えた結果、4月及び5月に1日も利用しなかった園児についても、補助対象とします。

次の方法で在園児名簿を作成し、請求してください。

■在園児名簿の利用日数欄には「0（ゼロ）」、備考欄には「自粛」と記入し、その園児分も含めて補助金を請求してください。

## 4 添付資料

- ・保護者の皆様への配布資料

「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp